

平成23年11月14日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

大阪市情報公開室長  
堤 道明  
担当:広聴担当  
(武部・高田)  
電話:06-6208-7332

「社会保障に関する要望書」について(回答)

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成23年9月14日にいただきました「社会保障に関する要望書」につきまして、別紙のとおり回答します。

今後とも本市行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

.....

1. ①

**2009年西淀川区、2010年西区、そして今年度も西淀川区でまたもや虐待死亡事件が起きた。特に今回の事件を踏まえ、大阪市のこども相談センターを軸とした相談体制、子育て世帯への支援体制についての現状と問題点を明らかにすること。**

(回答)

本市においては、平成21年の西淀川区、昨年の西区における児童死亡事件の発生を踏まえ、こども相談センターでは、平成21年9月に24時間365日体制で通告・相談を受け付ける「児童虐待ホットライン」を設置した。また、平成22年度には、虐待対応を専任する課長等の配置、大阪府警察本部から現職警察官の派遣を受けるとともに、児童福祉司等による宿直を開始し、消防局とも連携し、迅速な安全確認を行ってきた。また、平成23年度には新たに警察官OBを配置し、休日・夜間の虐待対応体制を強化した。

本年8月に西淀川区で発生した児童死亡事件については、今後、大阪市社会福祉審議会児童虐待事例検証部会において検証をされることになるが、施設から家庭復帰後の児童について、学校から虐待の兆候について連絡があり、母親から子育ての相談があったにも関わらず、こども相談センターとして組織的な検討が加えられなかったこと等が課題であり、今後、施設入所児童の家庭復帰を支援するため、こども相談センターと施設に家庭復帰支援員を配置し、地域とも連携して家庭復帰の前後を通じた支援体制の充実を図る。

(担当 こども青少年局 こども相談センター 電話:06-4301-3100)

1. ①

**2009年西淀川区、2010年西区、そして今年度も西淀川区でまたもや虐待死亡事件が起きた。特に今回の事件を踏まえ、大阪市のこども相談センターを軸とした相談体制、子育て世帯への支援体制についての現状と問題点を明らかにすること。**

(回答)

本市の子育て支援体制は、大都市事情をふまえて全市レベル・区レベル・地域レベルの3層を基本としており、全市レベルではこども相談センター・子育ていろいろ相談センターなどが専門的な立場で児童虐待対応や未然防止の全市的施策を担い、区レベルでは保健福祉センターが乳幼児の健康診査や母子訪問事業、子育て相談を実施するとともに、平成18年7月より子育て支援室を設置し、児童虐待や子育てに関する相談をはじめ、さまざまなサービス・資源の情報を適切にコーディネートするなどの総合的な相談援助を行っています。また、地域レベルでは、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、つどいの広場の

ほか、民生委員・児童委員、主任児童委員が運営する子育てサロン、NPOなどの子育てサークルなどが、子育て家庭に最も身近な場所で子育て支援活動を展開しています。  
引き続き市民ニーズにきめ細やかに対応するため、子育て支援体制の充実に取り組んでまいります。  
(担当 子ども青少年局 子育て支援部 管理課 電話:06-6208-8111)

### 1. ②

**今後実施する中学校給食を「弁当箱方式・デリバリー方式」という安直な形態にせず、全ての子どもたちに公平で豊かな食事を提供するために、さらには子どもの貧困対策および災害時の危機管理の視点からも「自校式・完全給食・全員喫食方式」で行うこと。**

(回答)

中学校給食につきましては、平成21年1月に方針を定め、定着している家庭弁当の意義・効果を活かした家庭弁当の選択方式による中学校給食の実施をめざすこととし、実施方式につきましては、本市の厳しい財政状況や、学校施設や教育活動への影響、学校給食の選択に伴う公費負担の差を極力少なくするといった公平性、短期間での実施が可能であることなどから、民間調理施設を活用した弁当箱方式でのデリバリー方式による実施が効率的であるとしております。

中学校給食の実施につきましては、小中学校9年間を通じた食育を推進する面からも非常に重要であると考えております。このたび9月の大阪市会定例会において配膳室の設計費用などの補正予算が可決されたところであり、平成25年度中の全校実施に向けて取り組んでまいります。

また、防災の観点からは、災害発生時に学校が収容避難所として使用される場合に、給食配膳室の冷蔵庫・温蔵庫は食品の安全な保存や食事の適温での提供など、「食」の面から避難生活の支援に活用できると考えております。

(担当 教育委員会事務局 教務部 学校保健担当 電話:06-6208-9158)

### 1. ③

**こどもの医療費助成制度を同じく政令市である堺市並みの入通院とも「中学校卒業まで・所得制限なし」とすること。**

(回答)

本市では、安心して子どもを生み、すこやかに育てられることを願って、平成5年10月に乳幼児医療費助成制度を創設いたしました。

当初は、6歳(小学校就学前)までの入院と0歳の通院について助成の対象としておりましたが、その後、順次対象年齢の拡充を実施し、現在は6歳(小学校就学前)までの通院医療費、および12歳(小学校修了)までの入院医療費について助成を実施しているところです。また、平成23年11月診療分より、入院医療費について助成対象年齢を15歳(中学校修了)までに拡充します。

また、所得制限については、大阪府の補助制度に基づき実施しております。なお、平成23年11月診療分より、入院・通院とも0歳から2歳(3歳に到達する日の属する月の末日)までの所得制限をなくすこととしました。

本市といたしましては、本制度のような施策は、本来国の制度として統一した基準を設けて実施されるべきものと考えており、従前から大阪府市長会を通じて国へ要望を行っているところです。今後とも、国に対しまして、制度が創設されますよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

(担当 子ども青少年局 子育て支援部 子ども家庭課 電話:06-6208-7971)

### 1. ④

**全国最低レベルの妊婦健診を全国平均なみの補助とし、来年以降も実施すること。**

(回答)

大阪市におきましては、平成20年7月の2回から7回への妊婦一般健康診査公費負担回数の拡充に引き続き、妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましいとされる14回の妊婦健康診査が受けられるよう、平成21年度からは14回の公費負担とし、大阪府外の里帰り地においても公費負担が適用できるよう、個別に医

療機関等と契約を締結させ、対応しているところです。また、35 歳以上(出産予定日時点)の妊婦を対象とする超音波検査 1 回については、従来から公費負担制度を実施しております。

公費負担検査時期・内容につきましては、大阪府等関係機関と調整し、妊婦と胎児の健康管理の向上及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制確保に努めているところです。

今後も引き続き、大阪府等関係機関の動向を踏まえつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

国におきましては、平成 23 年度まで国庫補助と地方財政措置により公費負担の拡充の支援がなされておりますが、平成 24 年度以降の取り扱いにつきましては、国に対して、十分な財源措置を強く働きかけ、14 回の公費負担が継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

(担当 こども青少年局 子育て支援部 管理課 電話:06-6208-9966)

## 1. ⑤

**各区毎の最新の保育所待機児童数を明らかにし、待機児童解消計画を策定し、既存保育所の面積基準緩和をすることなく公立保育所を含め直ちに増設し、保育士を増員(保育士の配置基準は従前に戻す)すること。また、低所得者のために保育料の減免制度を拡充すること。今年からの幼年扶養控除廃止による来年度保育料上昇を押さえる施策を打ち出すこと。**

(回答)

保育ニーズへの対応につきましては、認定こども園や保育所の新設、増改築や賃貸物件を活用しての保育所整備を行うなど、計画的に入所枠の拡大を図っております。また、入所の円滑化については国の通知に基づき、一人当たりの保育室面積の国基準を遵守しつつ保育環境にも配慮しながら実施しているところです。

保育士の配置基準につきましては、国の児童福祉施設最低基準において定められているところですが、本市では多様化する保育ニーズに対応するため、非常に厳しい財政状況のもと国基準を上回る基準を設定するなど、鋭意その充実に努めてまいったところです。

保育料につきましては、児童福祉法第56条の規定に基づき、家計への影響も考慮しながら、年齢等に応じた保育の実施に要する費用を基礎として、前年の所得税額及び前年度の市民税額に応じて設定した額を負担していただいております。従来から、国の基準を一定比率軽減し、保護者負担の軽減を図っているところであり、幼年扶養控除の廃止に伴う保育料についても、家計への影響も考慮しながら、対応していきたいと考えています。

(担当 こども青少年局 子育て支援部 保育企画課 電話:06-6208-8042

こども青少年局 子育て支援部 保育所運営課 電話:06-6208-8121)

## 1. ⑥

**就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は池田市のように出費のかさむ4月とすること。**

(回答)

課税所得での審査を行うことにつきましては、所得控除の対象となる住宅取得控除や利殖によるものなど、就学援助費審査には考慮すべきではない項目が含まれており、収入・所得での審査を行っています。

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資する重要な制度であり、この制度を有効に活用させるためには、学校の果たす役割は非常に大きく、この制度の運用にあたっては、学校を中心に教育活動とのかかわりの中で行うのが最も望ましいと考えております。

本市では、そういった観点を踏まえまして、「大阪市児童生徒就学援助規則」で申請手続きなどにつきましては、学校を通じて行うこと等を定めております。

就学援助の審査につきましては、申請受付後、一定期間を設け、添付された証明書類に基づき厳正に審査を行っており、3月中旬までに申請を受付けた方については、第1回支給月を6月としています。

(担当 教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 電話:06-6575-5654)

## 2. ①

**大阪市の国保料は大阪市平成22年度外部監査報告書によると世帯当たり所得は政令指定都市17市中16位、保険料は8位と示されている。一方、22年度決算は110億円の単年度黒字であり、23年度以降も大幅黒字となる公算である。よって24年度にむけては保険料そのものを引き下げること。**

(回答)

国民健康保険は、その事業運営を保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

しかしながら、加入者に高齢者や低所得者が多く、その原則どおりでは保険料負担が大きくなることから、極めて厳しい財政状況の中ではありますが、景気の動向等を勘案し、被保険者の負担を軽減するため、平成23年度予算においては、438億円もの市税等を一般会計から繰入れ、1人当たり平均保険料を3年連続で据え置き、政令指定都市の中で2番目に低いものとなっております。

引き続き、被保険者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成22年度の単年度収支につきましては、前期高齢者交付金の精算交付など、単年度限りの特別な要素が多くあったことから、約114億円の黒字となりましたが、23年度においてはそのような要素が見込めないことから、大幅な黒字が生じることはないと考えております。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保険年金課(管理グループ) 電話:06-6208-7961)

## 2. ②

**均等割があるために子育て世代には大変高額な保険料となり、子育て支援に反するという実態を踏まえ、母子家庭減免、障害者減免、多子減免などの保険料減免制度の創設を早急に行うこと。**

(回答)

保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、前年中所得が一定基準以下の低所得世帯に対して、当該世帯の所得状況に応じ、均等割保険料及び平等割保険料の7割又は5割若しくは2割を減額する制度が法で定められております。

また、本市独自の施策として、3割を減免する制度や、災害や倒産、廃業、一定期間の休業、疾病、退職、営業不振等の特別の理由により、前年の所得に比して、現在の所得が3割以上減少し、保険料を全額納付することが困難と認められる世帯に対して減免制度を設け、保険料負担の軽減に努めているところで

す。

更に、国民健康保険料は前年所得を用いて賦課されることとなっており、失業した方にとって負担は重いものとなることから、リストラなどで職を失った非自発的失業者については、前年給与所得を100分の30として算定する保険料軽減措置も、国の制度として、22年度から導入されております。

一方で、多人数世帯に対する負担軽減措置につきましては、人数に応じてご負担いただく均等割保険料の割合を、国の基準では保険料全体の35%となっているところを、本市独自に27%へと引き下げ、多人数世帯に対する負担の軽減を図っているところで

あります。

加えて、平等割・均等割保険料の7割・5割・2割の法定軽減や、本市独自の3割軽減の適用判定についても、前年所得に加えて、世帯の人数も基準として判定しており、多人数世帯へ配慮したものとなっております。

今後とも、被保険者の負担軽減に努めてまいります。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保険年金課(保険グループ) 電話:06-6208-7965)

## 2. ③

**一部負担金減免制度を拡充したにも関わらず制度活用が広がっていない実態を踏まえ、市民向けはもとより医師会等と連携し医療機関窓口での広報を行なうこと。さらには大阪市行政手続条例第36条に基づき申請用紙を簡略化するとともに、申請から決定までを2週間とするために迅速な業務を行うこと。**

(回答)

一部負担金減免制度の周知については、被保険者証更新時に同封される「国保だより」や、保険料決定通知書の裏面、生活ガイドブック「くらしの便利帳」、本市国保パンフレット「大阪市の国民健康保険」、本市ホームページ及び区役所窓口において制度周知ビラを設置しており、引き続き周知に努めてまいりま

す。

一部負担金減免の申請については、災害や失業などの特別な理由への該当状況や療養の状況、世帯の収入状況等を確認させていただき適用を判断する必要があることから、申請書にその理由を証明する書類を添えて提出していただくよう、大阪市国民健康保険条例施行規則に定めているところであります。

なお、適用の判断にあたっては申請内容を確認したうえで審査を行っており、適用の可否を決定するうえで、申請から決定まで概ね1ヶ月程度の期間を要していますが、制度の適切な運用を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付グループ) 電話:06-6208-7967)

## 2. ④

**資格証明書は発行しないこと。高校生世代までの子どもへの保険証は全て1年間の通常証とし、無保険の期間を絶対に作らないこと。さらに返戻などで届かない世帯については虐待・ネグレクトの可能性も勘案しつつ、保健センターや教育委員会・学校現場と連携すること。大人への短期保険証についても収納と給付は別との理念を踏まえ未交付期間はつけないこと。**

**短期保険証が万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。**

(回答)

本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、電話や訪問による納付の督促を行うとともに、督促状を送付し納付を促しております。しかし、これによっても納付していただけない滞納状態が改善されない世帯に対しては、催告書の送付や有効期限の短い「短期有効期限被保険者証(短期証)」を交付することで、証の更新機会に接触を図り、その世帯の実情を把握したうえで納付相談を行い、できるだけ無理なく納付していただけるよう、減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、きめ細かで丁寧な対応に努めています。

短期証を交付する世帯には、有効期限切れ前に文書の送付や電話などで区役所への来庁を勧奨しております。

それでもなお特別の事情もなく、長期(一年以上)にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、資格証明書(資格証)の交付を行っております。

資格証の交付世帯には、被保険者証の返還を求める際にも、まず、短期証交付のお知らせ文書等で区役所窓口への来庁勧奨を何度も繰り返したうえ、来庁できない事情のある方については、電話や自宅への訪問等により実情把握に努めたうえで、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当する場合は、資格証の交付を行わないよう、丁寧かつ慎重に審査を行っております。

高校生世代以下の子どもに対する短期証の交付に際しては、速やかに手元に届くよう、有効期限内に郵送する取り扱いとしておりますが、世帯主が不在等により郵便局から返戻された短期証については、「子どもの短期証」を郵送する旨をお伝えするため、予めお知らせ文書を送付したうえで、再度短期証を郵送することとしております。それでもなお、世帯主の受け取りがなく、再度区に返戻された短期証についても電話連絡や訪問等による接触を試み、速やかに手元に届けるよう努めております。

以上のような取組みによってもなお、接触できない世帯は、養育環境に問題がある世帯の可能性もあるので、各区保険業務担当において十分精査のうえ、個別に各区子育て支援室へ連携を図ることとしております。

また、学校関係につきましては、厚生労働省から文部科学省へ国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等についての協力依頼がされ、これを受け、保険証発行等に係る保護者からの問合せがあれば、各区役所へ相談に行くよう周知することについて、教育委員会事務局から各校園長あて通知されております。

高校生世代以下の子どもの保険証の有効期限については、国民健康保険法第9条第11項の規定により、世帯と同じ期間の保険証を交付することとされていることから、本市では、世帯と同じ6ヶ月の有効期限の短期証を交付しております。

なお、国民健康保険による給付を受ける際には、医療機関の窓口で保険証を提出する必要があり、保

険証をお持ちでない方を保険証をお持ちの方と同様の取扱いとすることは、国民健康保険法第36条第3項の規定によりできないものとなっております。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納グループ) 電話:06-6208-9872)

## 2. ⑤

分納誓約を誠実に履行しているにも関わらず差押を執行しているケースが多々ある。これは最高裁判決(最高裁昭和62年10月30日判決、判事1262-91)に示された、租税法における信義誠実の原則の法理の適用要件である、①税務官庁が納税者に対し、信頼の対象となる公的見解を表示したこと②納税者がその表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したこと③後にその表示に反する課税処分が行われたこと④そのために納税者が経済的不利益を受けたこと⑤納税者が税務官庁の右表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したことにつき、納税者の責めに帰すべき事由がないこと、にも反するおそれがあり、法に照らし、分納誓約をしている世帯の差押えをしないこと。

(回答)

本市国民健康保険では、保険料額に満たない額の納付が継続し、滞納保険料が累積する世帯については、「一部を納められた場合はその差額が未納となり、そのまま未納が続くと滞納整理事務を進める場合がある」ことを滞納者に伝えることとしております。

なお、年間の保険料を通常6月から翌年3月までの10期に分けて納期限を定め、請求しておりますが、被保険者が翌年5月までの期間に年間の保険料を完納する旨を申し出られた場合は、年間保険料を最大12期で分割納付し、1期分の保険料負担の軽減を図っております。

さらに、前年度以前分の保険料に滞納がある世帯が、計画的な滞納額の解消を申し出られた場合は、翌年5月までの期間に現年度分の年間保険料以上の納付を行うことにより、現年度保険料に加えて過去の滞納保険料も解消する「分割納付」を認めております。

このような「分割納付」を履行中の世帯につきましては、差押えを執行することはありません。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納グループ) 電話:06-6208-9872)

## 2. ⑥

生活保護費は最低生活費であり、保護受給者から滞納国保料徴収を行っている件数を明らかにし、督促をしないこと。さらに生活保護受給者は財産がないことを前提に保護受給となっていることから滞納保険料については滞納処分の停止を行うこと。

(回答)

国民健康保険料を滞納された場合、法令に基づき督促状を送付しております。

また、滞納処分の執行停止については、督促状の納期限経過後、財産調査により納付資力がないと認められる場合に行うものであり、生活保護世帯についても同手続きに基づき行うこととしております。

なお、生活保護受給者が自主的に納付された場合の件数は把握しておりません。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保険年金課(収納グループ) 電話:06-6208-9872)

## 2. ⑦

特定健診については健診率が17%程度という全国最低の到達に対する原因分析・評価をしたうえで国基準に追加項目を加え内容を充実させ、がん検診との同時受診が出来るように工夫し、がん検診に前立腺がんを加えること。

(回答)

本市国民健康保険におきましては、被保険者の皆さまの特定健康診査について、府下約5千か所(市内約2千か所)の医療機関での個別健診、各区の保健福祉センター・小学校等を会場とする集団健診において、基本的な健診項目について無料で受診できる事業として実施しています。

特定健康診査の健診項目につきましては、必要となる項目について国が基準を定めており、本市においてもその基準で実施しておりますが、現在、国基準では「選択項目」であるヘモグロビンA1c検査(血糖検査)につきまして、受診される方全員に対して実施しているところです。

また、集団健診実施会場におきましては、特定健康診査と同時に胃がん・大腸がん・肺がん・乳がんについての同時受診も可能とし、利用者負担を軽減することにより低廉な料金でより多くの健診項目を受診していただけるようにしています。

今後とも、より多くの被保険者の皆さまに特定健康診査を受診していただけるよう、広報周知に努めるとともに、受診環境の整備を図ってまいります。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保険年金課(給付グループ) 電話:06-6208-9876)

## 2. ⑦

**特定健診については健診率が17%程度という全国最低の到達に対する原因分析・評価をしたうえで国基準に追加項目を加え内容を充実させ、がん検診との同時受診が出来るように工夫し、がん検診に前立腺がんを加えること。**

(回答)

がん検診と特定健診の同時受診につきましては、集団検診において、すでに同時開催を行っており、休日についても開催しております。

また、がん検診につきましては厚生労働省による指針に基づき実施しておりますが、前立腺がん検診(P SA検査)に関しましては、同省の研究班により「現在のところ集団を対象とした対策型検診としては勧められない」とのガイドラインが発表されたところです。

今後とも、同省の研究班等の動向を注視してまいります。

(担当 健康福祉局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9943)

## 3. ①

**サービスの必要な要支援1・2の方でも介護保険が利用できなくなる「総合事業」を第5期事業計画に盛り込まないこと。従来の介護予防サービスを充実させ、また誰もが利用できる地域支援事業及び高齢者施策の充実をすること。**

(回答)

平成24年度からの介護保険制度の改正に伴い、保険者の判断により要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度が創設されることとなっておりますが、実施の可否については市町村の判断に委ねられているところであり、国や他市町村の動向を注視するとともに、当該事業を実施することの効果や課題等を精査し、実施の可否を検討しているところです。

本市においては、地域包括支援センターにおいて、要支援1・2の高齢者や二次予防事業対象者に対して、介護予防事業や介護保険サービス、インフォーマルなサービスを組み合わせてマネジメントを行い、高齢者の日常生活を支援しています。

担当 健康福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028  
健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8026  
健康福祉局 健康推進部 健康づくり課 電話:06-6208-9957

## 3. ②

**介護保険料減免制度を拡充し、収入基準を単身者150万円以下、2人世帯200万円以下(1人増える毎に50万円加算)で医療費・介護費用・家賃など困窮した状況を反映した控除を設定し、預貯金は350万円以下とし、対象者は3段階までに限定しないこと。申請用紙を対象者にあらかじめ送付すること。**

(回答)

介護保険料の減免につきましては、保険料段階が第1段階から第3段階(世帯全員が市町村民税非課税)にある方で所得が低く真に生活に困窮しておられる方を対象に、第3段階の保険料の2分の1に相当する額まで減額する制度を本市独自に設けております。

平成21年度から、年間収入要件を緩和し、これまでの1人世帯で96万円から120万円、2人世帯で

144万円から168万円(以降、世帯人員が1人増えるごとに48万円を加算した額)としたところです。減免手続きにつきましては、被保険者の申請に基づき行っておりますが、生活困窮者軽減については、前年度に減額を受けられた方に申請書等を送付しております。

(担当 健康福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028)

### 3. ③

**介護サービス利用料の軽減制度を制度化すること。また、介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。**

(回答)

利用料につきましては、サービスに係る費用の1割を負担していただいています。1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階が第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。

また、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。

いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。

なお、施設入所者の食費・居住費の負担については、低所得者の負担軽減を図る観点から、所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額と負担限度額との差額を特定入所者介護サービス費として支給しているところですが、とくにグループホームの利用が困難とならないように、低所得者層の負担軽減のあり方を検討し、必要な措置を構築するよう国に対して要望しているところです。

(担当 健康福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028)

### 3. ④

**要介護認定は申請から認定までを1カ月以内とすること。**

(回答)

介護保険制度上、市町村は要介護認定申請を受理してから30日以内に認定を行う必要があります。そのため、本市では既に認定を受けている方に対して、有効期間の満了する60日前に更新申請書を郵送し、早めに申請をしていただけるよう勧奨しております。

また、認定調査を申請から10日以内に実施できるよう努めており、市内在宅者の認定調査を委託している大阪市社会福祉協議会においては、迅速かつ効率的な認定調査の実施を進めています。

さらに、主治医意見書につきましても、回収に要する時間の短縮に努めており、認定調査の遅延防止とあわせて認定に要する期間の短縮に努めてまいりたいと考えます。

(担当 健康福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話:06-6208-8028)

### 3. ⑤

**地域包括支援センターを中学校に1カ所設置し、体制を充実させ、地域住民に認知される組織とすること。地域住民や事業者からの苦情等も反映できるよう区役所に地域包括支援センターへの指導権限を持たせること。**

(回答)

本市では、地域包括ケア体制の構築に向けて、その中核的役割を担う地域包括支援センターについては、きめ細かなニーズ把握とそれに対応する支援ネットワークを構築できるよう、平成24年度当初には、地域特性も勘案しながら高齢者人口1万人前後に1か所の設置となるよう増設を進めるとともに、評価の仕組み等を通じた質の確保・向上に取り組んでいます。

また、身近なところで相談ができるように、概ね中学校区に設置した総合相談窓口(いわゆるブランチ)には社会福祉士等を配置し、地域包括支援センターと連携しながら、総合相談支援業務、権利擁護業務を



実施しています。

なお、各区における医療・保健・福祉・介護の関係者や地域団体の代表者から構成されている各区地域包括支援センター運営協議会(区役所が事務局)において、区内の包括の事業実績や活動状況が一定の基準を満たしているかを確認しているところです。

(担当 健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8051)

### 3. ⑥

**減免制度、介護認定者に対する「障害者控除」認定制度などは、パンフレット・ポスターを作成し、窓口に常備するとともに、要介護認定決定時には同封し送付すること。**

(回答)

障害者控除については、基本的には税制度のひとつであると認識していますが、くらしの便利帳や市政だよりなどに周知記事を掲載するなどして周知を図っております。今後は、リーフレットの作成などについても検討してまいりたいと考えております。

(担当 健康福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話:06-6208-8051)

### 4. ①

**稼働年齢層に対する申請時の一方的な「就労指導」を行わないこと。特に民間業者による就労支援、仕事斡旋の仕方や内容などは市が責任をもって把握し、指導すること。**

(回答)

本市では、生活保護法の目的の一つである自立の助長を促進するために、稼働能力を有する方への就労支援に積極的に取り組んでいます。

生活保護申請中の方についても早い段階で就労支援を開始することにより、早期の就労決定が期待できることから、事業概要をご説明したうえで事業への参加を申し込まれた方に対しては支援を行っているところです。

なお、就労支援事業における支援状況については、市として把握しながら進めているところであり、今後とも適正に就労支援を実施することにより、少しでも多くの方の自立が実現できるように取り組みを進めていきます。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8017)

### 4. ②

**2-⑥と絡むが、生活保護が決定した時に「生活保護費は最低生活費であり、滞納保険料について支払わなくてもいいこと、滞納処分もされないこと」を説明すること。**

(回答)

保護が決定された方の情報については、今後も担当部局と連携してまいります。

(担当 健康福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8014)

### 4. ③

**任期付雇用のケースワーカーの待遇と勤務実態及び退職状況を明らかにし、生活保護職場にワーキングプアを作り出さないこと。**

(回答)

任期付職員の給料 173,765円(地域手当含む)

その他各種手当(扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当)あり

期末勤勉手当・退職手当は本市職員基準により支給

勤務時間午前9時から午後5時30分(休憩時間45分)

年次休暇等本務職員に準じたもの

退職状況について、平成23年8月末時点で退職者は44名  
なお、任期付職員については本市基準により適正に対応しております。  
(担当 健康福祉局 生活福祉部 保護課 電話:06-6208-8012)